

いしのまき

11.15

NOVEMBER.2017

平成29年11月15日号

No.227(11月15日発行)

主な内容

- P2・3……避難行動要支援者支援制度
- P4・5……石巻市の復興まちづくり
- P6～8……震災復興情報、お知らせ



鮮魚競りは毎回大人気

好評だったサンマの袋詰め放題販売



「姉妹都市・姉妹観光協会ご当地鍋共演」も好評



豪快なマグロの解体ショー



解体されたマグロで職人がすしをにぎる



おいしいマグロのにぎりにはごち



第28回いしのまき大漁まつり 業者が力合わせ格安販売 恒例の鮮魚競りも大人気

「第28回いしのまき大漁まつり」(実行委員会主催)が10月15日(日)、石巻魚市場で開かれました。水産加工会社を中心に78の業者・団体・機関が出店。消費者に日頃の感謝を込め、特別価格で鮮魚や水産加工品などを販売し、石巻の新鮮で安全・安心な海産物などをアピールしました。市内外から約6万5,000人が詰め掛け、出店ブースを見比べてお目当ての海の幸を買い求めていました。

人気の鮮魚競りには、抽選で選ばれた100人が参加。競り人の威勢のいいかけ声とともに、メガホンを使い、箱に入ったイカやタイ、カニなどを次々に競り落としました。高品質メバチマグロ「ひがしもの」の解体ショーもあり、さばいたマグロはすしにして約400人に振る舞われました。

防災

「合言葉」受賞作品

佳作

伝えよう あの日の記憶 未来へと

向陽小学校6年 菅野 結花



石巻市イメージキャラクター

問 学校安全推進課(内線5082)

平成28年度石巻市学校防災推進会議

避難行動要支援者について



避難行動要支援者支援制度とは

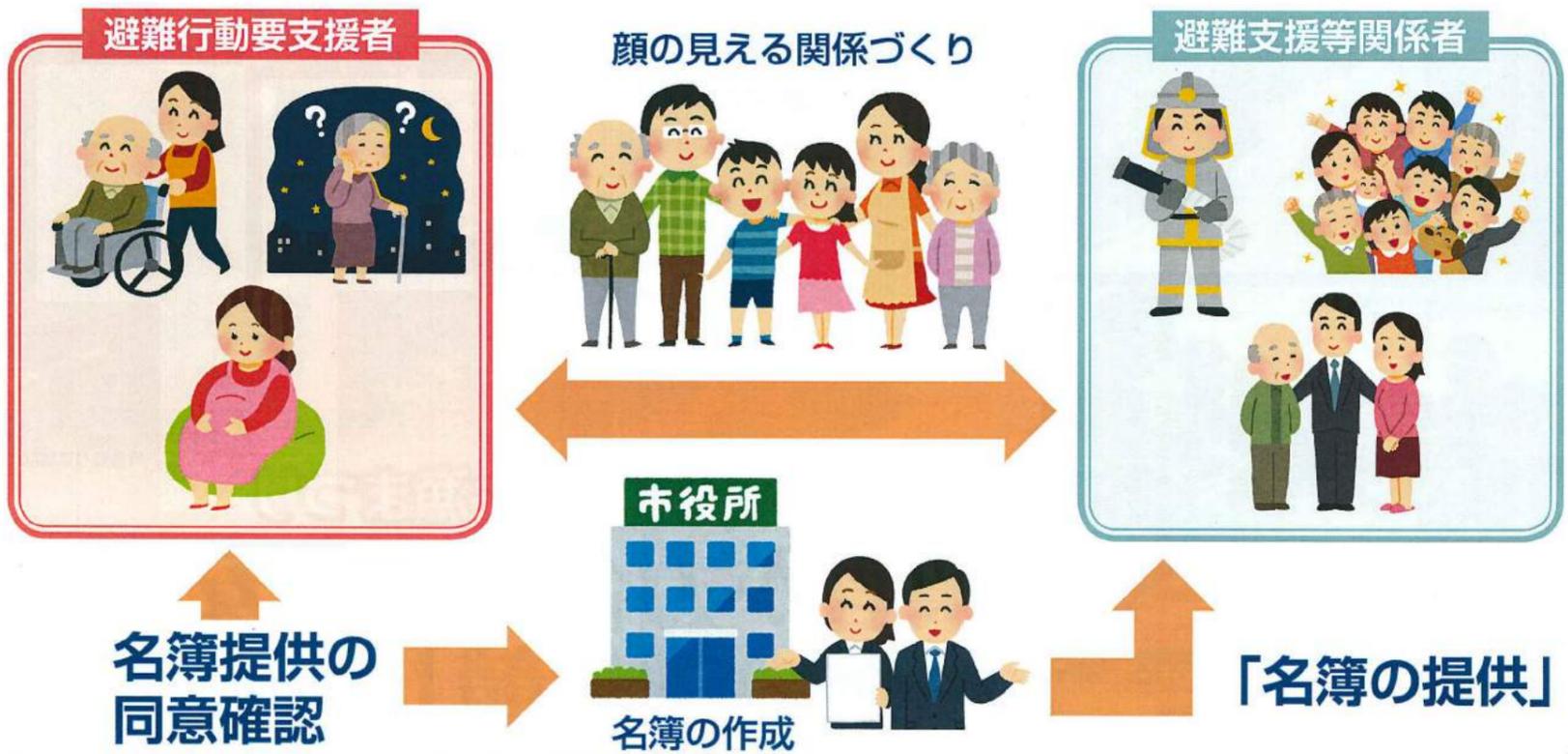


避難行動要支援者対策について、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正に基づき、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する方(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に、特に支援を要する方の名簿(避難行動要支援者名簿)の作成、名簿情報の避難支援等関係者への提供の規定が義務付けられました。

それにより、要支援者に対し、円滑かつ迅速な避難を支援する仕組みを作り、「安心して暮らすことのできる地域づくり」の推進を図ることを目的に、平成27年4月1日に石巻市避難行動要支援者支援要綱が施行されました。

～自ら避難することが困難な方への支援イメージ～

地域における支援体制づくりは、避難支援等関係者の皆さんに、地域の実情に合った支援体制の整備に向け、取り組みをしていただくようお願いいたします。



避難行動要支援者支援計画

災害発生時、避難行動要支援者の安否確認および避難支援を円滑かつ迅速に行うために、平常時から要支援者の住所や生活状況等の情報を把握しておくことが必要です。

【要支援の定義】

災害発生時において自力や家族の支援だけでは避難することが困難と思われる方で、地域による支援を必要とし登録を希望する方

支援体制整備

- 高齢者 (一人暮らし、高齢者のみの世帯)
- 障害者手帳所持者
- 要介護認定者など

支援体制整備の考え方

- 災害時には、自分の身は自分で守る「自助」を原則としており、次のステップとして、地域で助け合う「共助」へとつながることが理想です。
この「共助」の際に、より迅速に支援できる体制を図ることが重要であり、その検討資料として本情報の活用を図るものです。
- 支援体制を整備する際は、「支援に携わる者の安全を第一」、「可能な範囲で支援する」ことを大前提として考えています。
従って、要支援者の方には「登録しているので待っていれば安心だ」とお考えの方もいるため「支援を確約するものではない」ことを理解していただくことも必要です。
- 地域における支援体制づくりは、早々に構築することは難しいことと認識しています。
避難支援等関係者の皆さんには、地域の実情に合った支援体制の整備に向け、地域ぐるみでの取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

名簿の登録方法および名簿の更新等について

【登録を希望する方】



現在、避難行動要支援者名簿へ登録をしていない方で、災害時に支援を受けたい(名簿に登録してほしい)場合は、各地域の民生委員にお声掛けください！

【登録している方】



現在、避難行動要支援者名簿へ登録をしている方は、年1回の名簿の更新を行います。更新を行う方法は、次のとおりです。

- ・各地域の民生委員がご自宅を訪問し、身体の状態に変化がないかなど、お話を伺いますので、ご協力をお願いします。また、地域の助け合いが大切ですので、要支援者に異動がありましたら、お近くの民生委員にお知らせください。

～自助・共助・公助の連携による支援体制づくり～

自助



災害時に、市民一人一人が自分の身を守ることができるよう、平時から準備や心構えをしておく。

【市民一人一人の取り組み】



共助



近所の交流や避難訓練などを通じて、地域の防災体制を構築し、地域で支え合う。

【地域の取り組み】

公助



避難行動要支援者の情報を共有し、災害を想定した準備を行う。

【行政機関の取り組み】



○民生委員・児童委員とは

地域を見守り、住民の皆さんの身近な相談相手として、さまざまな相談に応じ、助言、サービスの情報提供、支援の実施などを行います。また、町内会や地域との連携を図り、地域の福祉問題の課題について検討し、専門機関へのつなぎ役として必要な支援を行いながら誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指しています。

<活動の対象>

- ・高齢者のいる世帯
- ・障害者のいる世帯
- ・子どものいる世帯
- ・生活に困窮している世帯
- ・母子・父子世帯
- ・その他の世帯

<活動の内容>

- ◆社会調査の活動：担当区域内の住民の実情を日常的に把握します。
- ◆相談の活動：相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。(法に基づく守秘義務があり、相談の内容は守られます。)
- ◆情報提供の活動：社会福祉の制度やサービスについて、内容や情報を的確に提供します。
- ◆連絡通報の活動：個々の必要に応じた福祉サービスが得られるよう、関係行政機関、施設・団体等に連絡し必要な対応を促します。
- ◆調整の活動：適切なサービスの提供が図られるように支援します。
- ◆生活支援の活動：住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていきます。



石巻市の復興まちづくり (第62回)

このコーナーは、今後の復興まちづくりに関する情報をお知らせします。

今回は、産業復興の一環として取り組まれている制度・事業について、概要と取り組み状況を紹介します。

産業の復興

本市の産業は、水産業を主とした1次産業がメインですが、近年の1次産業従事者の高齢化や担い手不足といった全国的な課題に加え、東日本大震災後の離職への対応が課題となっています。市では、被災した施設の復旧のみならず、今後の産業振興を見据え、さまざまな取り組みを行っています。

今回は、市が取り組む産業の復興・振興に関する制度や事業について紹介します。

6次産業化による地産地消の推進

6次産業化とは？

6次産業化とは、「農林水産業（1次産業）が、加工（2次産業）や流通・販売（3次産業）と連携・融合する取り組み」で、1次産業 × 2次産業 × 3次産業 = 「6次産業」で表されます。農林水産物の「生産物が元々持っている価値をさらに高める」ことにより、事業者の経営多角化や所得（収入）向上を推進していくことを目的としています。

また、生産物の価値を上げるため、農林漁業者が農畜産物・水産物の生産だけでなく、食品加工、流通・販売にも取り組み、農林水産業を活性化させ農山漁村の経済を豊かにしていこうとするものです。



6次産業化・地産地消推進助成金制度

本市では、農林漁業者と地域のさまざまな事業者との連携を強化し、地域資源の高付加価値化を図るため、1次産業・2次産業・3次産業を営む事業者がネットワークを形成して取り組む新商品開発等の事業に対する『6次産業化・地産地消推進助成金制度』を設けています。

対象となる事業

- 新商品開発事業
- 販路開拓事業
- 施設整備事業

助成対象経費

- ・旅費、新商品開発に係る謝金、原材料費
- ・施設改修や整備に要する経費、機械の導入に要する経費 など

6次産業化・地産地消推進センターの紹介

石巻市6次産業化・地産地消推進センターは、6次産業化に取り組む事業者を支援するため、市が設置する窓口です。

行政サービスの一環として、市内の事業者に対する6次産業化へのサポートや、次世代の産業を担う人材育成・情報発信、販路開拓・プロモーションの支援を無料で行っています。

(所在地：開成一丁目 石巻ルネッサンス館内 ☎98-9356)

★市内での6次産業化事例



- ・商品のブランド化や事業計画の作成を支援
- ・利用できる補助金制度などを紹介

商品化に成功、農産物のPRに繋がる

問 商工課 (内線 3524)

水産業の振興

漁業従事者が減少する中、市の基幹産業である水産業の新たな担い手を確保するため、『水産業担い手育成事業』を行っています。

水産業担い手センター運営事業

漁業就業希望者の短・中期の住まいや研修の場として、水産業担い手センターを設置しています。平成27年に荻浜地区、平成28年度に泉町地区と北上地区に担い手センターを設置しました。



水産業リクルートフェアの実施

新規就業者を確保するため、首都圏で市独自の漁業の魅力を感じられる雰囲気と、漁師とのコミュニケーションが取れる水産業リクルートフェアを開催しました。

開催日時

平成29年1月29日

イベント内容

VR漁業体験、面接・相談など



漁師学校の実施

漁業に興味のある人が、実際の漁業作業や生活を体験できる1泊2日の短期研修を実施しました。

実施期間

平成29年7月1日・2日

研修内容

銀鮭養殖作業など



石巻百漁

市のさまざまな漁業の情報を網羅した「石巻百漁 (いしのみきひゃくりょう)」を作成し、担い手センター事業の教科書として活用しています。



問 水産課 (内線 3519)

新しい特産品の研究開発

市の地域特性を生かした「地域の宝」となる特産品の研究開発のため、『地域の宝研究開発事業』を行っています。本事業の一環として、東北地方であまり栽培されていないオリーブを新たな特産品とするため、北上、大川、雄勝、網地島の4地区で栽培実験に取り組んでいます。

また、平成29年1月に「石巻市北限オリーブ研究会」を設立し、栽培や商品開発のための組織を設立しました。

植樹したオリーブの木は無事越冬・結実し、新たな特産品として着々と成長しています。



問 農林課 (内線 3553)

震災復興情報



お知らせ 復興特区による税制優遇制度

復興特区による税制優遇制度の相談、申請を受け付けています。
 対象となる法人・個人事業者の方は、法人税や所得税、地方税減免などの特例を受けることができますので、ぜひ活用ください。
 ※特例を受けるためには、市または県からの指定および事業実施状況の認定が必要で、特区の認定日以降で前年度以前に取得した対象資産は、指定後に確定した分の地方税のみ免除を受けられます。

復興特区の種類	特区の名称(認定日)	対象区域	対象業種
復興特区の種類	石巻まちなか再生特区 (平成24年3月23日)	中央、中瀬、立町、千石町、銚銭場、穀町、日和が丘一丁目の一部、住吉町一丁目の一部	医療業、商業、宿泊業、飲食業、ICT関連産業、新エネルギー関連産業など
	愛ランド特区 (平成24年7月27日) ※平成24年9月28日変更	田代、渡波、茨浜、雄勝、北上、牡鹿の各地区の一部	商業、宿泊業、飲食業、新エネルギー関連産業など
	ものづくり特区 (平成24年2月9日) ※平成26年2月28日、平成27年4月27日変更	用途地域における「工業専用地域」、「工業地域」、「準工業地域」のうち既存居住地域を除く地域などの一部	自動車や高度電子機械、食料品などの製造関連産業
	IT特区 (平成24年6月12日)	中央、門脇町、羽黒町、山下・大街道、湊、中里、開成、蛇田の各地区の一部	情報サービス関連産業
	農業特区 (平成24年9月28日)	渡波、稲井、蛇田、河北、河南、北上、牡鹿の各地区の一部	農業に関連する食料品製造業、宿泊業、飲食業など
税制特例の内容	①新規立地法人優遇税制 新設の法人が指定後5年間法人税の課税を繰り延べ ②新規取得設備の特別償却又は税額控除 新規取得などした建物・機械などについて、特別償却または税額控除 ③被災雇用者給与の特別控除 被災雇用者などに対する給与等支給額の10%を、税額の20%を限度に5年間税額控除 ④研究開発設備の特別償却と税額控除 開発・研究を目的とする新規取得資産について、特別償却と併せて税額控除 ⑤地方税の特例 ①、②、④の特例を受けた場合、固定資産税などの減免を最大5年間受けられます。 ※①～③は、各年度でいずれか一つの選択適用となります。 ④は併用することができます。		

☎ 商工課(内線3525)

お知らせ プレハブ仮設住宅から退去される方へ

プレハブ仮設住宅から引っ越しをするときは、仮設住宅コールセンター(☎92-5901)に連絡し、退去立ち会い(物品チェックなど)を受け、仮設住宅返還届を提出してください。

住宅再建済みの方や復興公営住宅その他の賃貸住宅などへ転居した方が、仮設住宅返還届を提出せず不正に利用し続けることは入居契約違反となり、仮設住宅返還請求の対象となります。

なお、雄勝、北上、牡鹿地区のプレハブ仮設住宅にお住まいの方が退去される場合は、各総合支所保健福祉課へ連絡願います。

☎ 生活再建支援課(内線4761~4768)・各総合支所保健福祉課

お知らせ 市の公式Facebookページを開設しています

市はFacebookを通してさまざまな情報を発信しています。各部署の情報内容と携帯電話のカメラ機能でアクセスできるQRコードは以下の通りです。

情報内容	市のオープンデータなど	行政情報やイベント	災害・防災・減災情報	開院時間のお知らせや活動状況など
QRコード				
☎	ICT総合推進室 (内線 4254)	秘書広報課 (内線 4784)	危機対策課 (内線 4167)	市立病院 ☎25-5555

募集 復興公営住宅一部住戸の入居者募集を終了します

復興公営住宅(市街地部)2LDK住戸などの入居者募集(先着順)の受け付けを11月30日(木)で終了します。

入居を希望する方は、早めに申し込みください。

■募集を終了する住戸

- ・一般住戸(2LDK、3DK、3LDK)
- ・車いす住戸(1LDK、2LDK)

※詳しくは問い合わせください。

☎・☎ 市役所3階事前登録相談窓口(37番窓口)
(内線3981~3983)

専用ダイヤル ☎90-8041・90-8042

午前9時~午後5時(土日・祝日を除く)

お知らせ 東日本大震災被災者生活再建支援制度の手続きはお済みですか?

東日本大震災による被災者生活再建支援制度(基礎支援金・加算支援金)の申請を一度もされていない世帯の方は、早めの申請をお願いします。詳しくは問い合わせください。

申請期限 平成30年4月10日(火)

支援金種別	支給対象
基礎支援金	東日本大震災時、市内に居住していた世帯かつ震災によるいずれかの条件にあてはまる世帯
	住宅が全壊した世帯 住宅が大規模半壊した世帯 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
加算支援金	り災証明書が大規模半壊以上で住宅再建(建設・購入、補修、賃借)が済んでいる世帯

☎・☎ 生活再建支援課(内線3955)

お知らせ 中小企業者向け事業復旧支援補助金 県が申請を受け付けます

震災で大きな被害を受けた中小企業者の施設(工場、店舗、観光施設など)および設備の復旧に要する経費を補助します。

対象 施設・設備に一定の被害を受けた中小企業者で、県内で復旧する①製造業を営む方②商業サービス業を営む方③観光業を営む方

対象経費 施設・設備の復旧に要する経費

補助率・補助限度額

- ①製造業 2分の1以内・100万円~1,000万円
- ②商業サービス業 全壊の場合は45%以内・90万円~270万円、大規模半壊の場合は35%以内・70万円~210万円
- ③観光業 2分の1以内・100万円~1,000万円

※補助対象経費が200万円を下回った場合は補助の対象外となります。

※国・県の震災関連の補助金および市中小企業復旧支援事業補助金との重複交付はできませんのでご注意ください。

申請期限 12月1日(金)

☎・☎ 県東部地方振興事務所地方振興部 ☎95-1414

☎ 市商工課(内線3525)

お知らせ 震災後の住宅移転再建時に水道加入金が免除されます

石巻地方広域水道企業団は、震災で住居などを移転再建する方の負担軽減のため、特例措置として加入金を免除しています。

対象 給水区域内(石巻市・東松島市)において、震災により住居などが被災した方で、移転再建する際に、新たな給水装置を設置すると同時に被災した場所の給水装置の廃止手続きをする方

※建売住宅や中古住宅など、すでに加入手続き済みの物件をご購入の場合は、免除の対象外となります。

免除期限 平成33年3月31日

☎ 石巻地方広域水道企業団給水課 ☎95-6707

相談 相談あんない

●災害復興住宅融資の無料相談会

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)は、震災により被害を受けた方が、住宅の再建・補修をするための融資(建設・購入の場合は当初5年間の金利0%)について、相談会を行っています。
また、地元金融機関の住宅ローンに関する相談も可能な場合があります。

と き	と ころ
11月24日(金)・ 12月9日(土)・22日(金)	午前10時～午後4時 市役所5階市民サロン前

☎ 住宅金融支援機構お客様コールセンター
☎0120-086-353(通話無料)
午前9時～午後5時(祝日を除く)
☎ 市生活再建支援課(内線3955)

要電話予約

●「住まいの復興給付金」申請相談会

「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅(借家を除く)の所有者が、平成26年4月の消費税率8%引き上げ以降に、住宅を建築・購入、または補修(工事費が税抜100万円以上)し、その後居住する場合に、消費税増税分相当最大約90万円(建築・購入時)の給付が受けられる制度です。

※以下の場合には申請対象外となります。ご注意ください。
被災時に住宅を所有していなかった場合/賃貸にお住まいだった場合/消費税率5%で建築・購入、あるいは補修を行っている場合
相談内容 給付の可否、申請書の記入方法、必要書類、作成済み書類の確認など
※会場では申請書の提出はできません。

と き	と ころ
11月24日(金)・ 12月9日(土)・22日(金)	午前10時～午後4時 市役所5階市民サロン前

☎ 住まいの復興給付金事務局コールセンター
☎0120-250-460(通話無料)
午前9時～午後5時(土日・祝日を含む)
☎ 市生活再建支援課(内線3955)

●弁護士・社会福祉士による移動無料相談会

弁護士による相談内容

- ・離婚・家庭内暴力・被災ローン減免制度・金銭貸借・解雇・パワハラ・未払い賃金など
- ・建築トラブル・不動産トラブル・交通事故・損害賠償・生活困窮・近隣トラブルなど

社会福祉士による相談内容

- ・生活困窮・介護・物忘れが気になる・人間関係・ストレス・眠れないなど
- ひとりで悩まず専門家にご相談ください。上記以外の相談も可能です。

と き	と ころ	相談時間	相談担当者
11月22日(火)	仮設大橋団地集会所 (大橋一丁目1-3)	午後1時30分～4時	弁護士 社会福祉士
11月28日(火)	仮設大森第3団地集会所 (大森字内田1-122)	午後1時40分～4時	弁護士

※予約者優先(当日相談も可) ※専門家との個別面談
※移動相談会のほか、法テラス東松島でも専門家による無料相談ができます。
曜日により担当専門家が異なりますので、詳しくは法テラス東松島に問い合わせください。

☎ 法テラス東松島 ☎050-3383-0009
午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)
☎ 市生活再建支援課(内線3964)

●住宅再建まるごと相談会

住まいに関するさまざまな悩みを解消します。今後の生活設計はどのようなか、どんな家を借りようか、どんな住宅ローンを借りることができるのか、震災前のローンは減らせるのか、補助金はもらえるのかなどのお悩みに答えます。

と き 12月2日(土)午前10時～午後4時
と ころ 河北総合センター「ビッグバン」

内 容

- セミナー 午前10時15分、午後1時(各40分程度)
住宅再建に役立つ情報を、専門家が紹介します。
・国や県の住宅再建補助制度 [県、宮城復興局]
・災害復興住宅融資・ローンの活用方法 [住宅金融支援機構、七十七銀行]
・被災ローン減免制度 [仙台弁護士会]
・今後の生活設計について [日本FP協会]
- 個別相談 午前10時～午後4時※予約者優先(当日相談も可)
・11月1日(水)～29日(水)午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)に予約を受け付けます。
・以下の機関が個別相談に応じます。
宮城県、石巻市、仙台弁護士会、宮城復興局、日本FP協会、住宅金融支援機構、石巻市・女川町に所在する民間金融機関、宮城県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会宮城県本部

☎ 東北財務局金融調整官窓口 ☎022-263-1111
☎ 市生活再建支援課(内線3954)

お知らせ マイナンバー制度による情報連携が本格運用開始!

マイナンバーの情報連携(※1)の本格運用が開始され、税や児童手当、健康保険など社会保障の事務手続きにおいて、これまで提出が必要だった住民票の写しや課税証明書などが省略できるようになります(※2)。

手続きの際は、窓口でマイナンバーと本人の確認が必要となりますので、通知カードのほか、運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。

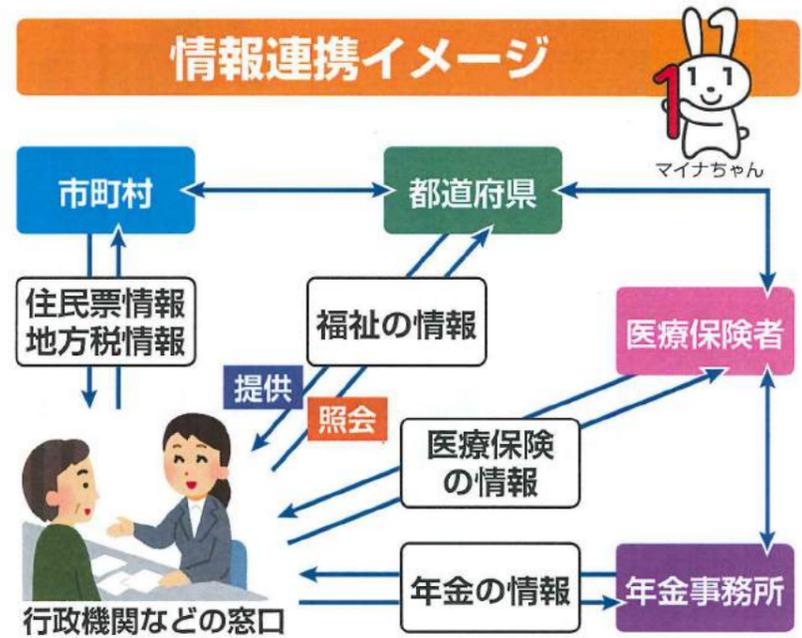
なお、「マイナンバーカード」があれば1枚でマイナンバーと本人の確認ができますので、まだお持ちでない方は、ぜひ申し込みください。当面は無料で取得できます。

また、個人ごとのポータルサイト「マイナポータル」の運用が開始されており、ご自宅のパソコン(※3)から、あなたの申請などに基づく個人情報をいつ、どこの行政機関同士がやりとりしたのかを確認することができます。

※1 法律に基づき、異なる行政機関の間で専用のネットワークを用いて情報をやりとりすることです。

※2 個別の事務手続きで省略可能な添付書類および情報連携の本格運用開始日については、パンフレット、ホームページなどでご確認ください。

※3 パソコンでのご利用にはマイナンバーカードとICカードリーダライタが必要。また、どなたでも利用できるよう、本庁舎には「マイナポータル用の端末」が設置されています。



☎ マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178(通話無料)
市総務課(内線4036) ※マイナンバー制度に関すること
市市民課(内線2320) ※マイナンバーカードの取得に関すること

お知らせ 企業立地支援の助成金制度

市は、産業振興と雇用の拡大を図るため、市内に事業所などを新設、増設または移設した企業に助成金を交付します。助成金を受けるためには業種や設備投資額、雇用人数など、一定の要件があるほか、操業開始の30日前までに申請が必要です。詳しくはホームページをご覧ください。

☎ 産業推進課(内線3548)

相談 経営の悩みを相談しませんか?

売上げが上がらない、経費を削減したいなど、経営者は多くの悩みを抱えているものです。経営アドバイザーと一緒に悩みの原因を突き止め、解決への道筋を考えませんか?

国が設置した無料経営相談所「よろず支援拠点」の石巻地区相談会は定期的に開催しています。お気軽に申し込みください。

と き	と ころ
11月21日(火)	午前10時～午後4時 要電話予約 県東部地方振興事務所 会議室
12月12日(火)・26日(火)	
1月9日(火)・23日(火)	
2月6日(火)・20日(火)	
3月6日(火)・20日(火)	

※経営アドバイザーとの個別相談です。
※相談時間は1回1時間以内ですが、何回でも継続して相談可能です。
※相談を受けた内容などの秘密は厳守します。

☎ 宮城県よろず支援拠点(中小企業庁委託事業者)
☎022-393-8044
☎ 市商工課(内線3525)

お知らせ 「がんばる石巻応援寄附」市内居住者の返礼品発送を停止します

平成26年度より、ふるさと納税「がんばる石巻応援寄附」の受け付けを再開し、多くの皆さんよりご支援をいただいています。一方で、ふるさと納税は、地方団体間の競争過熱や趣旨に反するような返礼品などの指摘がなされています。

趣旨に沿った良識ある対応をするため、制度の見直しを図ることとし、地元住民に対し返礼品を送付しないことが取り決められました。

このため、石巻市では平成30年1月1日(月・祝)申し込み分より、市内在住の寄附者に対する返礼品発送は寄附金額にかかわらず行わないこととなりましたので、ご了承ください。

☎ 地域振興課 (内線4244・4245)

お知らせ まちづくり懇談会開催の申し込み受け付け中

町内会(行政区)、各種団体などの要望に応じて、市長が出席するまちづくり懇談会を実施しています。皆さんからの開催申し込みをお待ちしています。

市政の課題、施策などを市民の皆さんに報告し、市政の浸透を図るとともに、皆さんからいただいたご意見などを市政に反映させることを目的としています。申し込みにあたり調整が必要となる場合がありますので、事前にご相談ください。

☎・☎ 秘書広報課 (内線4023・4025)



お知らせ 「石巻がんばっちゃテレワーカー」お仕事説明会

育児や介護、ダブルワーク希望の方が自宅に居ながらパソコンとインターネットを使って時間や場所に捉われず、在宅ワークのように働きたい皆さんへ説明会を随時実施します。お子さん連れでも参加できます。詳しくはメールで問い合わせください。

と き 随時(土日・祝日を除く)

と ころ 立町一丁目4-15 石巻ビルディング6階

対 象 パソコンでインターネット検索をできる方

業務内容 リスト作成業務、ライティングなど

☎・☎ (株)テレワーク1000スタッフ(担当 浜野)

✉ hamano.takashi@telework1000staff.jp

☎ 市商工課(3525)



お知らせ 知って得する生活習慣病予防セミナー「CKD(慢性腎臓病)ってなに？」開催

血圧や血糖、コレステロールなどの異常は、腎臓も傷つけています。専門医がCKD(慢性腎臓病)についてや、腎機能の低下を予防するためのポイントなど説明します。ぜひご参加ください!

と き 12月3日(日)午前10時~11時30分(午前9時30分受付開始)

と ころ 保健相談センター3階講義室

講 師 石巻赤十字病院腎臓内科部長 長澤 将

申込方法 電話で申し込みください。

申込期限 11月28日(火)

☎・☎ 健康推進課(内線2425)

お知らせ 勤労者生活安定資金融資制度

市は、中小企業に勤務している方へ、生活安定確保のための資金を融資します。詳しくは問い合わせください。

- 対 象
- ・市内に1年以上住所を有し、かつ、同一の中小企業(所在地不問)に引き続き1年以上勤務している方、または市内の同一の中小企業に引き続き1年以上勤務している方
 - ・市町村民税を完納し、かつ、当該融資に係る債務の全部を弁済できると認められる方
 - ・現在この融資を受けていない方
 - ・日本労働者信用基金協会の代位弁済を受けていない方

融資条件

用途区分	融資額	償還期間	貸付利率
一般生活資金	100万円以内	7年以内	2.50%
教育資金	300万円以内	10年以内 (5年以内の据置期間を含む)	1.50%
自動車資金	200万円以内	7年以内	1.60%

☎・☎ 東北労働金庫石巻支店 ☎22-3355

☎ 市商工課(内線3523)

イベント 第3回市立病院健康講座「なるほど健康塾」12月14日に開催

市立病院は、地域の皆さんが病気や医療について知識を深め、健康増進・維持に役立てていただけるよう健康講座を開催しています。申し込み不要です。

と き 12月14日(木)午後1時~2時

と ころ 市立病院3階講堂

テーマ 誤嚥性肺炎を予防しよう ~ムセずにおいしく食べよう~

講 師 市立病院言語聴覚士など

☎ 市立病院病院総務課 ☎25-5555

お知らせ 市立病院の外来診療のご案内

市立病院は下記のとおり外来診療を行っています。

診療科等

診 療 科	内科・外科・整形外科
診察の予約	整形外科のみ必要
紹 介 状	整形外科のみ必要 ※内科・外科でもかかりつけ医師からの紹介状があると円滑な診察が受けられますので、できる限りご協力をお願いします。

診療時間(休診日 土日・祝日・年末年始)

受付時間	初診 午前8時~11時
	再診 午前8時~11時30分
診 療 開始時間	午前9時

診療日

診療科	月	火	水	木	金
内 科	○	○	○	○	○
外 科	○	○	○	○	○
整形外科	○	手術日	手術日	○	○

☎ 市立病院 ☎25-5555

お知らせ 有期労働契約からの「無期転換ルール」が始まります

無期転換ルールは「有期労働契約が更新されて通算5年を越えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルール」です。

通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始された有期労働契約が対象であるため、無期労働契約への申し込み権が平成30年4月から発生します。

☎ 宮城労働局雇用環境・均等室 ☎022-299-8844

市商工課(内線3523)

お知らせ 狩猟期間中の入山は安全に配慮を

11月15日(水)~平成30年2月15日(木)までは狩猟期間です。狩猟者が期間中に狩猟を行いますので、キノコ採りや森林作業などで山に立ち入る場合は、ジャケット・帽子など目につきやすい衣服を着用し、十分にご注意ください。

また、豪雨などで山が崩れている場所もあり、危険ですので注意してください。

☎ 農林課(内線3557)

表記の見方 ☐ 申し込み ☐ 問い合わせ ✉ Eメール [先着] 先着順 [抽選] 申し込み多数のときは抽選

電話番号 市内 市役所 ☎95-1111 河北総合支所 ☎62-2111 雄勝総合支所 ☎57-2111 河南総合支所 ☎72-2111
 桃生総合支所 ☎76-2111 北上総合支所 ☎67-2111 牡鹿総合支所 ☎45-2111
 渡波支所 ☎24-0151 稲井支所 ☎95-2171 荻浜支所 ☎90-2111 蛇田支所 ☎95-1442



石巻市役所 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14-1 ☎ 0225-95-1111 FAX 0225-22-4995

開庁時間 午前8時30分~午後5時 ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

発行 石巻市総務部秘書広報課(内線4025・4784) FAX 0225-23-4340

市のホームページを携帯やスマホでも見られます

バーコードを読み取って簡単に接続! ※機種によってはアプリが必要な場合があります。 ※通信料がかかります。
 ☎ 秘書広報課(内線4784)



次回発行は平成29年12月1日の予定です。

編集/制作 三陸河北新報社